

産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領 改正の概要

1 水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物の取扱いについて

廃棄物処理法施行令の一部改正等により、水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物の規定が新設されたことから、その取扱いについて所要の改正を行いました。

2 石綿含有廃棄物の取扱いについて

石綿含有廃棄物について、これまで通知で取扱いを運用してきたが、事務取扱要領で取扱いを運用することとしたため、所要の改正を行いました。

【施行期日】

平成30年1月25日